

1. 背景と目的

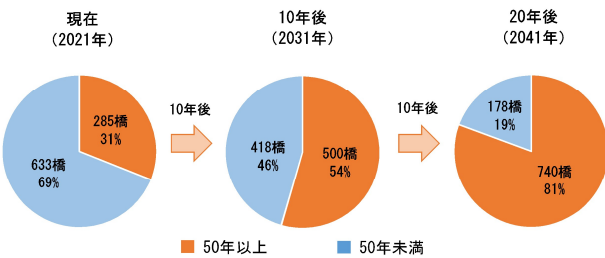
- 橋梁については、喫緊の課題である老朽化への対応として、長寿命化修繕計画を策定し対策を実施してきている。
- 「対症療法型維持管理」から損傷が大きくなる前に修繕を行う「予防保全型維持管理」への転換
- 道路通行の安全確保や維持管理コストの縮減、予算の平準化を図る

2. 計画期間

令和4年度～令和8年度（5カ年）

3. 橋梁の現状

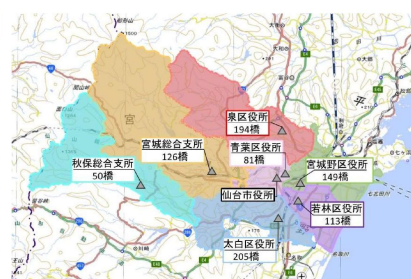
本市が管理している橋梁数は918橋あり、高度経済成長期に建設された橋梁が多い。
令和3年度で供用後50年を経過する橋梁は285橋あり、20年後には740橋となり、急速に高齢化が進行する。



4. 対象橋梁数

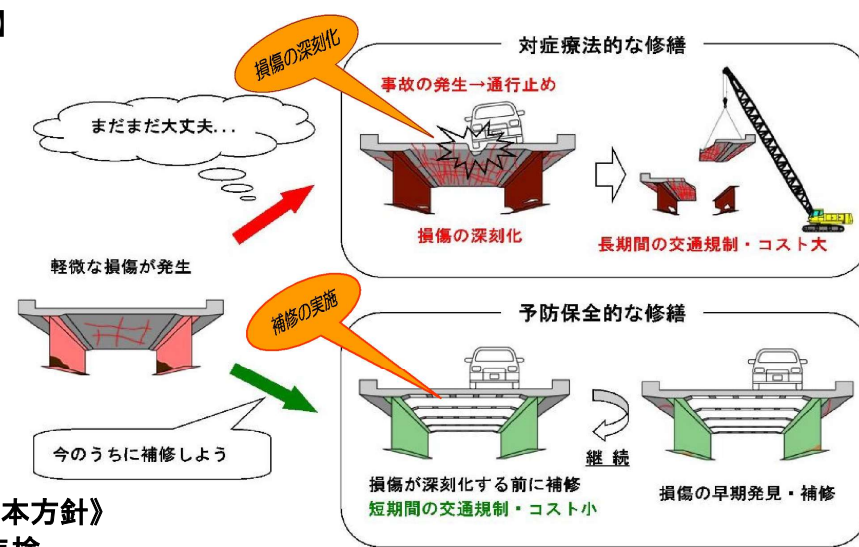
本市が管理する全918橋を対象とする。

管理区・支所	橋梁数
青葉区	81橋
宮城総合支所	126橋
宮城野区	149橋
若林区	113橋
太白区	205橋
秋保総合支所	50橋
泉区	194橋
合計	918橋



5. 長寿命化に向けた基本方針

【イメージ】



＜点検の基本方針＞

(1) 定期点検

5年に1度の定期点検を実施することにより健全度を把握する。

【点検結果】

本市が管理する橋梁の健全度は以下の通りである。

健全度Ⅰ（健全）	215橋
Ⅱ（予防保全段階）	596橋
Ⅲ（早期措置段階）	89橋
Ⅳ（緊急措置段階）	1橋
その他	2橋 ⇒ 通行止不能区間橋梁
未点検	15橋

各施設で確認されている損傷は、以下に示すようなコンクリートのひび割れや鋼材の腐食などである。



＜修繕の基本方針＞

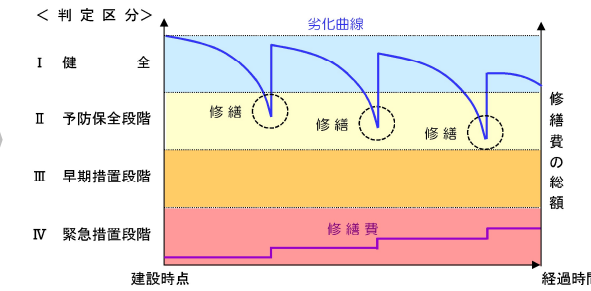
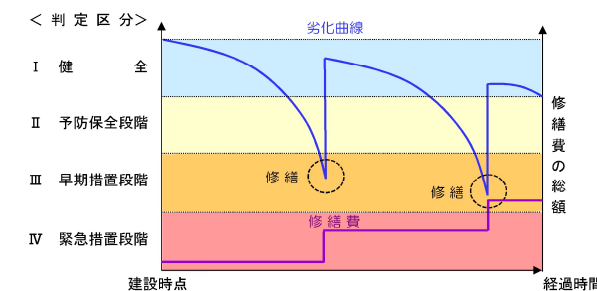
(1) 予防保全による修繕時期の考え方

損傷が深刻化する前の健全度評価”Ⅱ”の期間内に修繕を実施する。

点検の結果、将来的に利用者に対し影響が及ぶ可能性がある損傷（健全度Ⅱ（予防保全段階））のほか、早期に措置を行うべき損傷（健全度Ⅲ（早期措置段階））が確認されていることから、計画期間内に健全度ⅢおよびⅡの施設について対策を実施し、機能回復を目指す。

これまでの『対症療法型維持管理』：判定区分Ⅲとなった時点で修繕

今後の『予防保全型維持管理』：判定区分Ⅱの期間内に修繕



(2) 優先順位の考え方

点検結果に基づく橋梁の判定区分（Ⅰ～Ⅳ）と路線の重要度・交差条件・損傷箇所・その他要因を総合的に判断して優先順位を決定する。

◆優先順位表

判定区分以外の重要度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
判定区分	重要度 ← 高 → 低							
Ⅳ	第1優先順位							
Ⅲ	第2優先順位							
Ⅱ	第3優先順位							
Ⅰ								

【路線の重要度】緊急輸送道路、重要物流道路、代替・補完路に指定されている。

【交差条件】跨線橋又は跨道橋である。

【損傷箇所】主部材に影響のある損傷かどうか。

（優先度：主桁＞支承＞下工＞その他）

6. 予防保全の取り組み

橋脚以外の欠損



支承交換



町東裏橋（泉区）

7. 新技術の活用について

(1) 新技術活用方針

定期点検や修繕において、新技術の活用を含めた比較検討を行い、事業の効率化やコスト縮減を図る。

(2) コスト縮減目標

従来技術を活用した場合と比較して、令和8年度までに管理する橋梁の点検20橋程度で新技術等の活用を行い、約1千万円のコスト縮減を目指す。

8. 集約化・撤去について

(1) 集約化・撤去方針

橋梁については、道路の利用状況に応じ地域住民の合意を得られた場合は、集約化・撤去を行う。

(2) コスト縮減目標

令和8年度までに3橋の集約化・撤去を行い、約4千万円のコスト縮減を目指す。

9. 予防保全の取り組みによる効果

①健全度の向上

定期点検の実施による現状把握により、適切な修繕工事を計画的に実施できるため、施設の健全性が向上

②コストの縮減

予防保全型維持管理への転換により維持管理コストの縮減を実現

③予算の平準化

劣化予測による対策時期の分散により、計画的な修繕が可能となり、予算の平準化を実現